

公益財団法人 北海道移植医療推進財団

寄附受入規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人北海道移植医療推進財団（以下「法人」という。）が寄附者から金銭またはその他の財産（以下「寄附金等」という。）の給付を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において寄附金とは、寄附者が法人の行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、反対給付（見返り）を受けることなく給付する金銭をいう。

2 この規程においてその他の財産とは、寄附者が法人の行う公益目的事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する物品、固定資産等（以下「寄附物品等」という。）で金銭以外のものをいう。

(寄附の申入れがあった場合の取扱手続)

第3条 寄附者から法人に対し寄附の申入れがあったときは、寄附内容（寄附金またはその他の財産）を確認しなければならない。

2 前項の寄附の申入れを受ける場合には、理事長または理事会の承認を得なければならない。

3 寄附の申入れを受けることとなったときは、当該寄附者に連絡するとともに、書面により寄附の申入れを受けるものとする。

4 前項の書面には、次のような事項を記載する。

- ① 寄附者の住所・氏名
- ② 寄附金の額・金銭の種類（現金・有価証券その他）
- ③ 寄附物品・固定資産の量・種類等
- ④ その他必要事項

5 寄附金または寄附物品等を受領したときは、寄附者に対し受領書を発行するとともに、法人として適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。

(寄附金の事務処理手続)

第4条 寄附金については、公益目的事業に70%以上、法人運営費に30%以下を使用するものとする。

2 寄附金を法人の基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。

(寄附物品等の事務処理手続)

第5条 寄附された固定資産を基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。

- 2 寄附された固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、財産管理台帳等に登載しなければならない。
- 3 固定資産で登記を要するものについては、寄附者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか、寄附金等に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人北海道腎臓バンク設立の登記の日から施行する。
- 2 この改定（法人名改称、第4条1項）は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、一部改正のうえ、令和4年5月17日から施行する。
- 4 この規程は、一部改正のうえ、令和8年4月1日から施行する。